

保企第 3041 号
令和5年3月 20 日

大阪府医療審議会
会長 高井 康之 様

大阪府知事 吉村 洋文



第8次大阪府医療計画について(諮問)

本府が医療法第 30 条の4第1項に基づき策定した第7次大阪府医療計画の計画期間が、令和5年度までとなっています。

つきましては、令和6年度を計画開始年度とする第8次大阪府医療計画について、同法第 30 条の4第 17 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(担当)

大阪府 健康医療部 保健医療室

保健医療企画課 計画推進グループ 奥平

TEL:06-6944-6028

FAX:06-6944-7546